

令和5年4月

大東市議会

特別議会議案

提 出

令和5年4月28日

も く じ

議案第 3 1 号	令和 5 年度大東市一般会計補正予算（第 1 次）について-----	1
議案第 3 2 号	大東市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例に ついて-----	1 5

議案第31号

令和5年度大東市一般会計補正予算（第1次）について

令和5年度大東市の一般会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 838,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,035,261千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
9 国庫支出金	
	2 国庫補助金
13 繰入金	
	1 基金繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
8,856,887	829,102	9,685,989
1,229,364	829,102	2,058,466
2,992,014	9,857	3,001,871
2,992,014	9,857	3,001,871
51,196,302	838,959	52,035,261

歳 出

款	項
3 民生費	
	2 社会福祉費
	4 児童福祉費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
22,550,744	838,959	23,389,703
6,056,695	589,857	6,646,552
9,651,845	249,102	9,900,947
51,196,302	838,959	52,035,261

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
9 国庫支出金	8,856,887
13 繰入金	2,992,014
歳入合計	51,196,302

(単位：千円)

補正額	計	備考
829,102	9,685,989	
9,857	3,001,871	
838,959	52,035,261	

(歳出)

款	補正前の額	補正額
3 民生費	22,550,744	838,959
歳出合計	51,196,302	838,959

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			備考	
	特定財源				一般財源
	国府支出金	地方債	その他		
23,389,703	829,102			9,857	
52,035,261	829,102			9,857	

2 歳 入

(款) 9 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金
(単位: 千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	国庫支出金	8,856,887	829,102	9,685,989
	2 国庫補助金	1,229,364	829,102	2,058,466
	1 民生費国庫補助金	406,053	829,102	1,235,155

節		説 明	
区 分	金 額		
5 児童福祉費補助金	249,102	10 新型コロナウイルスセーフティネット強化交付金	249,102
26 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	580,000	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 (低所得世帯)	580,000

13	繰入金	2,992,014	9,857	3,001,871
	1 基金繰入金	2,992,014	9,857	3,001,871
	1 財政調整基金繰入金	505,776	9,857	515,633

1 財政調整基金繰入金	9,857	1 財政調整基金繰入金	9,857
-------------	-------	-------------	-------

(款) 13 繰入金 (項) 1 基金繰入金

3 歳 出

(款) 3 民生費 (項) 2 社会福祉費
(単位: 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	22,550,744	838,959	23,389,703	829,102			9,857
2 社会福祉費	6,056,695	589,857	6,646,552	580,000			9,857
1 社会福祉総務費	5,628,336	589,857	6,218,193	580,000			9,857
4 児童福祉費	9,651,845	249,102	9,900,947	249,102			
1 児童福祉総務費	2,969,037	249,102	3,218,139	249,102			

節		区 分	金 額	説 明
1 報 酬	900	0022	価格高騰重点支援給付金給付費	589,857
3 職 員 手 当 等	370		会計年度任用職員報酬	900
8 旅 費	50		時間外勤務手当	150
10 需 用 費	100		期末手当(会計年度任用職員)	220
11 役 務 費	6,028		費用弁償(会計年度通勤手当)	50
12 委 託 料	40,579		消耗品費	100
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,800		通信運搬費(費用)	3,960
17 備 品 購 入 費	30		手数料(費用)	2,068
19 扶 助 費	540,000		事務業務委託料	40,579
			使用料及び賃借料	1,800
			備品購入費(費用)	30
			その他扶助費	540,000
10 需 用 費	480	0118	子育て世帯生活支援特別給付金給付経費	249,102
11 役 務 費	570		消耗品費	250
12 委 託 料	46,052		印刷製本費	30
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	2,000		施設修繕料(費用)	200
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	200,000		通信運搬費(費用)	300
			手数料(費用)	270
			事務業務委託料	46,052
			使用料及び賃借料	2,000
			個人補助金	200,000

(款) 3 民生費 (項) 4 児童福祉費

給 与 費 明 細 書

一般職

総括

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(521) 557	822,026	2,185,578	1,830,213	4,837,817	936,717	5,774,534
補正前	(520) 557	821,126	2,185,578	1,829,843	4,836,547	936,717	5,773,264
比 較	(1)	900		370	1,270		1,270

()内は、外書きの短時間勤務職員数

(単位:千円)

職員 手当 の内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	通勤手当	住居手当	期末勤勉 手当	初任給調整 手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当
	補正後	59,076	337,800	53,991	725	174,211	34,829	41,905	1,099,407		3,262	25,007
	補正前	59,076	337,800	53,991	725	174,061	34,829	41,905	1,099,187		3,262	25,007
	比 較					150			220			

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給料	職員手当	計		
補正後	(45) 557	2,185,578	1,672,802	3,858,380	867,251	4,725,631
補正前	(45) 557	2,185,578	1,672,652	3,858,230	867,251	4,725,481
比 較			150	150		150

()内は、外書きの短時間勤務職員数

(単位:千円)

職員 手当 の内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	通勤手当	住居手当	期末勤勉 手当	初任給調整 手当	管理職員 特別勤務手当	退職手当
	補正後	59,076	337,800	53,991	725	174,211	34,829	41,905	941,996		3,262	25,007
	補正前	59,076	337,800	53,991	725	174,061	34,829	41,905	941,996		3,262	25,007
	比 較					150						

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(476) 0	822,026		157,411	979,437	69,466	1,048,903
補正前	(475) 0	821,126		157,191	978,317	69,466	1,047,783
比 較	(1)	900		220	1,120		1,120

()内は、外書きの短時間勤務職員数

(単位:千円)

職員 手当 の内 訳	区 分	期末手当
	補正後	157,411
	補正前	157,191
	比 較	220

議案第32号

大東市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例について

大東市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年4月28日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市農業委員会の委員の定数を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市農業委員会の委員の定数条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

「18人」を「20人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大東市農業委員会の委員の定数条例の規定は、この条例の施行の際現に任命されている大東市農業委員会の委員の任期満了後最初に任命する大東市農業委員会の委員について適用する。

印刷物番号

5 - 1 6